

## 第3 安心で質の高い医療・介護サービスの提供

「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)や「健康・医療戦略」(平成25年6月14日9大臣申し合わせ)等を踏まえ、予防・健康管理の推進や医療情報の電子化・利活用の促進等により、「国民の健康寿命が延伸する社会」の構築を目指す。

医療分野の研究開発を促進することなどにより革新的な医療技術の実用化を推進し、あわせて医療関連産業の国際競争力を向上させる。

また、良質な医療・介護へのアクセスを確保することにより、病気やけがをしても早期に復帰できる社会の実現を目指す。

### 1 安定的で持続可能な医療保険制度の運営の確保

11兆990億円(10兆5,175億円)

各医療保険制度などに関する医療費国庫負担に要する経費を確保し、その円滑な実施を図る。

#### (1) 平成26年度診療報酬改定(一部社会保障の充実)

10兆8,373億円(10兆5,175億円)

平成26年度の診療報酬改定は、以下のとおりとする。

※ ( )内は、消費税率引上げに伴う医療機関等の課税仕入れにかかるコスト増への対応分

##### 1. 診療報酬本体

改定率 +0.73% (+0.63%)

各科改定率 医科 +0.82% (+0.71%)

歯科 +0.99% (+0.87%)

調剤 +0.22% (+0.18%)

##### 2. 薬価改定等

改定率 ▲0.63% (+0.73%)

薬価改定 ▲0.58% (+0.64%)

材料価格改定 ▲0.05% (+0.09%)

#### (2) 「医療」に係る消費税率引上げに伴うコスト増への対応

1,336億円

(再掲)※国のみ

消費税率引上げに伴う医療機関等のコスト増への対応として、消費税増収分の財源を活用し、必要な診療報酬上の手当を行う(診療報酬改定率 +1.36%)。

(3)高額療養費制度の見直し(社会保障の充実) 37億円  
(再掲)

高額療養費制度について、低所得者に配慮しつつ、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成27年1月から自己負担限度額を見直す(70歳未満の所得区分を現行の3区分から5区分に細分化。標準報酬月額が26万円以下で住民税が課税される者は負担減)。

(4)高齢者医療制度の負担軽減措置 2,617億円

70~74歳患者負担特例措置について、平成26年4月に新たに70歳になる者(69歳までは3割であった者)から段階的に法定の負担割合(2割)とする。なお、同年3月末までに既に70歳に達している者は75歳になるまで特例措置(1割負担)を継続する。また、後期高齢者医療の被保険者のうち低所得者等の保険料軽減特例措置を行う。

- ・平成26年3月末までに既に70歳に達している者が75歳になるまでの患者負担特例措置(1割負担) 1,806億円
- ・後期高齢者医療の被保険者のうち低所得者等の保険料軽減特例措置(低所得者の均等割9割、8.5割軽減、所得割5割軽減、元被扶養者の均等割9割軽減) 811億円

(参考)【平成25年度補正予算案】

○70~74歳の患者負担特例措置の見直し等に伴うシステム改修等 34億円

70~74歳までの患者負担特例措置(1割負担)について、平成26年度に新たに70歳になる者から本来の2割負担とする見直し及びこの見直しと併せて行う高額療養費の見直しを行う場合に必要な審査支払機関等のシステム改修等を行う。

2 医療提供体制の機能強化 989億円(536億円)

(1)医療提供体制の改革のための新たな財政支援制度の創設(一部社会保障の充実) 602億円※

医療従事者の確保・養成や在宅医療の推進、病床の機能分化・連携を図るため、関係法律の改正法案を平成26年通常国会に提出し、社会保障制度改革プログラム法に盛り込まれた新たな財政支援制度(各都道府県に基金を設置)を創設する。

なお、国が策定する基本方針や交付要綱の中で、都道府県に対して官民に公平に分配することを求めるなどの対応を行う予定。

新たな財政支援の対象事業(案)は次の通りであり、関係法律の改正法案が成立した後、決定する。

※ 新たな財政支援制度(基金)については、公費360億円の上乗せ措置を別途実施。その結果、基金規模は、公費で904億円(消費税増収活用分544億円(国;362億円、地方;181

億円)、その他上乗せ措置 360 億円(国:240 億円、地方 120 億円)の合計額)。

### ①医療従事者等の確保・養成

- ア 医師確保対策として、都道府県における医師確保のための相談・支援機能(地域枠に係る修学資金の貸与事業を含む)の強化や、地域医療に必要な人材の確保等の事業、産科等の不足している診療科の医師確保事業、女性医師の復職支援等への財政支援を行う。
- イ 看護職員等確保対策として、新人看護職員等への研修や、看護師等の離職防止・定着促進等に係る事業、看護師等養成所の運営等への財政支援を行う。
- ウ 医療従事者の勤務環境改善対策として、都道府県における医療従事者の勤務環境改善の支援体制の整備や、院内保育所の運営等への財政支援を行う。

※医療機関の勤務環境改善に係るワンストップの相談支援体制の構築のため、このほかに、労働保険特別会計に 2.2 億円を計上

### ②在宅医療(歯科を含む)の推進

在宅医療の実施に係る拠点・支援体制の整備や、在宅医療や訪問看護を担う人材の確保・養成に資する事業等への財政支援を行う。

### ③医療提供体制の改革に向けた基盤整備

ICT を活用した地域医療ネットワーク基盤の整備や、病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備、医療従事者の確保に資する医療機関等の施設及び設備等の整備への財政支援を行う。

\*病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備については、平成 26 年度は回復期病床等への転換など現状でも必要なもののみ対象とすることとし、平成 27 年度から都道府県において地域医療ビジョンが策定された後、さらなる拡充を検討する。

## (2) 救急・周産期医療などの体制整備

50 億円及び医療提供体制推進事業費補助金 151 億円の内数  
(41 億円及び医療提供体制推進事業費補助金 227 億円の内数)

①ドクターヘリ運航体制の拡充	49 億円※ (医療提供体制推進事業費補助金 227 億円の内数)
----------------	--------------------------------------

※ 医療提供体制推進事業費補助金 151 億円の内数となる

迅速な医療の提供が必要な全ての国民に、いち早い医療の提供を可能とすることを目指し、ドクターヘリの運航に対する支援を行う。

**②救急医療体制の強化【新規】** 8億円

救急医療体制の強化を図るため、地域の消防機関等に設置しているメディカルコントロール協議会に専任の医師を配置するとともに、長時間搬送先が決まらない救急患者を一時的であっても受け入れる医療機関の確保を支援する。

**③周産期医療体制の整備** 75百万円及び医療提供体制推進事業費補助金151億円の内数  
(77百万円及び医療提供体制推進事業費補助金227億円の内数)

地域で安心して産み育てることのできる医療の確保を図るため、総合周産期母子医療センターやそれを支える地域周産期母子医療センターの新生児集中治療管理室(NICU)、母体・胎児集中治療管理室(MFICU)等へ必要な支援を行う。

**④へき地保健医療対策の推進【一部新規】** 38億円(37億円)

へき地・離島での医療提供体制の確保を図るため、総合的な企画・調整を行うへき地医療支援機構の運営や、へき地診療所への代診医の派遣、無医地区等で巡回診療を行うへき地医療拠点病院の運営等について必要な支援を行う。

**⑤災害医療体制の充実** 2. 1億円(2. 1億円)

災害医療体制の充実・強化を図るため、災害時に都道府県や災害拠点病院等との連絡調整等を担う災害派遣医療チーム(DMAT)事務局の運営や、DMATに関する研修、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の運用等を行う。

**⑥災害時の救護班(医療チーム)の派遣に関する調整体制の強化【新規】** 10百万円

医療チームの派遣に関する調整体制を強化するため、災害時に各都道府県の災害対策本部の下に設置される組織において医療チームの派遣調整業務等を行う人員(災害医療コーディネーター)を対象とした研修を実施する。

(参考) 【平成25年度補正予算案】

**○医療施設の防災対策の推進** 115億円

医療施設における防災対策を推進するため、有床診療所等におけるスプリンクラーの設置等及び災害拠点病院等の耐震化に要する費用に対して補助を行う。

**○(独)福祉医療機構への政府出資(社会福祉施設・医療施設の防災対策の低利融資)(再掲)**

4. 6億円

社会福祉施設や医療施設の耐震化やスプリンクラーの設置等を推進するため、(独)福祉医療機構が低金利かつ長期の貸付を行うことにより設置者の自己負担を軽減できるよう、政府出資により同機構の財務基盤を強化する。

- (3)地域医療確保対策** 39億円及び医療提供体制推進事業費補助金151億円の内数  
(89億円及び医療提供体制推進事業費補助金227億円の内数)
- ①専門医に関する新たな仕組みの導入に向けた支援【新規】 3. 4億円  
医師の質の一層の向上を図ることなどを目的とする専門医に関する新たな仕組みが円滑に構築されるよう、地域における専門医の養成プログラムの作成支援等を行う。
- ②ナースセンター機能の強化など看護職員の確保対策の推進【一部新規】 6. 9億円  
(49億円及び医療提供体制推進事業費補助金227億円の内数)  
看護職員確保対策を強化するため、看護師等の免許保持者届出制度の創設の検討とあわせて、ナースセンターによる効果的な復職支援の実施を目指し、アクセスしやすく、かつ、より幅広く登録できる新たなシステムを構築する。また、平成28年以降の看護職員の需給見通しを策定するとともに、総合的な看護職員対策などを検討する。
- ③チーム医療の推進(特定行為に係る看護師研修制度における指定研修機関の設置準備への支援など)【一部新規】 38百万円  
(1. 5億円及び医療提供体制推進事業費補助金227億円の内数)  
多職種協働によるチーム医療の取組を推進する一環として、医師又は歯科医師の指示の下、プロトコール（手順書）に基づき、特定行為（診療の補助のうち、実践的な理解力、思考力及び判断力を要し、かつ高度な専門的知識及び技能をもって行う必要のある行為）を行おうとする看護師の研修を実施する指定研修機関の設置の準備の支援を行う。また、この研修制度の具体的な内容の検討に向けて、看護業務の実施状況の検証を行う。
- ④在宅医療提供体制の整備 1. 7億円  
(2. 8億円及び医療提供体制推進事業費補助金227億円の内数)  
小児等の在宅患者に対する在宅での療養への不安の解消を図るなどの支援体制の強化等を図ることにより、地域の在宅医療提供体制を拡充するためのモデル事業を行う。
- ⑤歯科保健医療対策の推進 1. 1億円(92百万円)  
地域の実情に応じた総合的な歯科口腔保健医療施策を進めるための体制の確保、障害者・障害児、要介護高齢者等に対する歯科保健医療サービス等の実施やこれを担う人材の育成、医科・歯科連携の実証された安全性や効果等の普及を図る。

## ⑥患者の意思を尊重した人生の最終段階における医療の実現に向けた取組【新規】

54百万円

患者の意思を尊重した人生の最終段階における医療を実現するために、終末期医療の決定プロセスに関するガイドラインを周知するとともに、医療機関における人生の最終段階における医療に関する相談員の配置や、困難事例の相談などを行うための複数の専門職種からなる委員会の設置等に必要な支援を行う。

(参考) 【平成 25 年度補正予算案】

### ○良質な医療の提供に資する情報基盤の整備

2. 2億円

医療の質を向上させるため、日々の診療行為、治療効果及びアウトカムデータ（診療行為の効果）を、一元的に蓄積・分析・活用するための情報基盤を整備する関係学会等の取組を支援する。

## 3 予防・健康管理の推進等

207億円(139億円)

### (1) 予防・健康管理の推進

204億円(139億円)

#### ①レセプト・健診情報等を活用したデータヘルス(医療保険者によるデータ分析に基づく保健事業)の推進

35億円(2. 9億円)

##### ア レセプト・健診情報等の分析に基づいた保健事業への支援

34億円(2. 9億円)

レセプト・健診情報等を活用し、意識づけ、保健指導、受診勧奨等の保健事業を効果的に実施していくため、医療保険者における「データヘルス計画」の作成や事業の立ち上げ等を支援する。

(参考) 【平成 25 年度補正予算案】

### ○保険者機能の強化等による予防・健康管理の推進

26億円

レセプト・健診情報等を活用し、意識づけ、保健指導、受診勧奨等の保健事業を効果的に実施していくため、医療保険者における「データヘルス計画」の作成や事業の立ち上げ等を支援する。

#### イ 非肥満の高血圧の者に対する保健指導の推進【新規】

30百万円

特定保健指導の対象となっていない肥満でない高血圧者に対して、特定健診の結果から血圧が一定以上の者について、医療保険者による効果的な保健指導のあり方（プログラム）を試行的に行い、その結果を検証する。

②健診や健康づくりへの取組を通じた生活習慣病予防等の推進 32億円(11億円)

ア 被扶養者に対する特定健診・特定保健指導の実施率向上への支援等【新規】 15億円

被扶養者は特定健診の受診率が低いため、その向上を図るための医療保険者の取組の改善・工夫への支援や、被扶養者の関心を高め受診率向上につながる広報活動の取組への支援等を行う。

イ 「健康日本21(第二次)」の推進

1. 2億円(80百万円)

「健康日本21(第二次)」をより広く国民に浸透させていくために、企業・団体・自治体との連携を主体とした「スマート・ライフ・プロジェクト」の推進や、厚生労働大臣が任命した「いきいき健康大使」が出席する健康づくりイベントの実施等により、特定健診やがん検診の受診率向上及び健康寿命の延伸を図る。

(参考) 【平成25年度補正予算案】

○働く世代の女性支援のためのがん検診の推進

44億円

子宮頸がん及び乳がん検診の受診率向上を推進し、がんの早期発見につなげるため、受診勧奨（ユール・リコール）及び過去に無料クーポン配布を受けたが未受診である者の検診費用等の助成を行う。

ウ 地域健康増進を促進するための取組への支援【一部新規】

2. 6億円(37百万円)

自治体や民間団体等の創意工夫により地域のソーシャルキャピタル（※）やICT技術等を活用し、健康増進のモデル的な取組を支援することで、優れた取組の情報発信や全国展開を図る。

※ソーシャルキャピタル：人と人との信頼関係やネットワークといった社会関係資本

エ 食事摂取基準等の策定【一部新規】

57百万円(22百万円)

日本人の長寿を支える「健康な食事」の基準を策定し、コンビニ・宅配食業者等と連携して普及・推進する。

オ 肝炎ウイルス陽性者のフォローアップによる重症化予防の推進【一部新規】

12億円(9.5億円)

肝炎ウイルス検査で陽性となった者に対する医療機関への受診勧奨等のフォローアップを推進し、肝炎患者の重症化予防を図る。

③糖尿病性腎症の重症化予防事業等の好事例の横展開

5. 7億円(3億円)

ア 糖尿病性腎症の重症化予防の取組への支援【新規】

2. 2億円

糖尿病性腎症の患者であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対して、医療保険者が医療機関と連携して保健指導を実施するなどの好事例の全国展開を進める。

イ 重複・頻回受診者等に対する取組への支援【一部新規】	3. 5億円(3億円)
後期高齢者医療広域連合において、レセプト等データを活用し、後発医薬品の使用促進に係る取組を強化するとともに、市町村等と連携し、保健師、薬剤師等による重複・頻回受診者、重複投薬者等に対する訪問指導を行う。	
④薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点の推進【新規】	2. 4億円
セルフメディケーション推進のため、薬局・薬剤師を活用した健康情報の拠点の整備や在宅医療に関するモデル事業を実施する。	
⑤介護・医療関連情報の「見える化」の推進【新規】(再掲・53ページ参照)	4億円
⑥高齢者リハビリテーションの機能強化【新規】(再掲・53ページ参照)	47百万円
⑦認知症を有する人の暮らしを守るための施策の推進(再掲・51ページ参照)	32億円(32億円)
⑧高齢者が地域で働く場や社会を支える活動ができる場の拡大【一部新規】(再掲・34ページ参照)	94億円(90億円)
<b>(2) 健康・疾病データベース等の研究・分析基盤の確立等</b>	<b>3億円</b>
①医療情報の電子化・利活用の促進	2. 6億円
ア NDB データの活用の促進等【新規】	36百万円
医療の質の向上や研究基盤の強化を図るため、研究者向けに NDB データ (※) の分析施設の整備を行うことなどにより、NDB データの活用を促進する。	
※ NDB データ：国が保有するレセプト情報、特定健診情報及び特定保健指導情報のデータ	
イ DPC データの活用の促進等【新規】	50百万円
第三者に対する DPC データ (※) の活用を促進するため、DPC データの一元管理及び DPC データの利活用（公開）に向けたデータベースを構築するための調査（データを移行するための移行データ調査等）を行う。	
※DPC データ：急性期入院医療を担う医療機関より提出され、診療報酬改定に活用される臨床情報と診療行為のデータ	
ウ 予防医療の調査研究の推進等【新規】(再掲・46ページ参照)	1. 7億円
循環器疾患の発症予防の調査研究等のデータを国立循環器病研究センターに集積し、予防・診断・治療法のモデル開発を推進する。	

(参考)【平成 25 年度補正予算案】

○国立高度専門医療研究センターにおける治験・臨床研究体制の整備等	10億円 (うち2.8億円)
----------------------------------	-------------------

国際水準の質の高い治験・臨床研究が確実に実施される仕組みを構築するため、国立高度専門医療研究センターについて、治験・臨床研究体制を整備する。また、国立循環器病研究センターについて、予防・診断・治療法のモデル開発推進のための体制を整備する。

②一般用医薬品新販売制度の適正な運用の確保【新規】	40百万円
---------------------------	-------

平成 25 年 12 月に成立した薬事法等改正法を踏まえ、一般用医薬品を対象とした新たな販売制度の普及及び適正な運用を図るため、優良サイトの認定・認証や多量・頻回購入などを防止するための措置の検討を行う。併せて、偽造医薬品などを含む違法な広告・販売を行うサイトへの監視を強化する。

## 4 革新的医薬品・医療機器の創出、世界最先端の医療の実現など 954億円(908億円)

(1)医薬品・医療機器開発などに関する基盤整備	931億円(878億円)
-------------------------	--------------

(i)医療分野の研究開発の司令塔機能の創設に伴う研究開発の促進等	931億円(878億円)
----------------------------------	--------------

①医療分野の研究開発の司令塔機能の創設に伴う取組の推進(一部再掲・46ページ参照)	476億円(402億円)
---	--------------

ア 革新的な医療技術の実用化に向けた研究の推進等【一部新規】	449億円(379億円)
--------------------------------	--------------

疾病を克服し、健康を増進することを目指して、医療分野の研究開発の司令塔機能の下で、革新的な医療技術を実用化するための研究を推進するとともに、他の医療機関に対する研究支援に関する体制整備など、医薬品等の実用化に繋がるシーズ数の増加や実用化までのスピードアップを図るための研究体制の強化を行う。また、早期・探索的臨床試験拠点(5箇所)、日本主導型グローバル臨床研究拠点(2箇所)について、臨床研究中核病院等と連携しつつ、それぞれの分野で中心的な役割を果たすことができるよう、その運営を支援する。

イ 臨床研究中核病院などの整備【一部新規】	26億円(22億円)
-----------------------	------------

日本の豊富な基礎研究の成果から革新的な医薬品・医療機器を創出するため、臨床研究中核病院(10箇所)について、がん・再生医療等の分野の臨床研究や難病・

希少疾病・小児疾患等の医師主導治験の実施とネットワークの構築に重点を置いて体制を強化する。

(参考) 【平成 25 年度補正予算案】

○臨床研究中核病院等の整備

14億円

国際水準の質の高い臨床研究等を推進するため、臨床研究中核病院及び早期・探索的臨床試験拠点について必要な設備整備を行う。

②国立高度専門医療研究センター等の体制の充実【一部新規】(一部再掲・44ページ参照)

455億円(476億円)

国際水準の質の高い臨床研究・治験が確実に実施される仕組みを速やかに構築するため、主に特定の疾患群の治療を対象とした病院と治療技術の実用化に軸足をおいた研究所を併設し、かつ自ら症例集積が可能な機能をもつ国立高度専門医療研究センターの治験・臨床研究体制等を整備する。

※計数には、国立高度専門医療研究センターの運営費交付金以外に、試験研究機関（国立医薬品食品衛生研究所、国立保健医療科学院、国立社会保障・人口問題研究所、国立感染症研究所）の試験研究費等、独立行政法人国立健康・栄養研究所の運営費交付金及び独立行政法人医薬基盤研究所の運営費交付金の一部も含まれる。

(参考) 【平成 25 年度補正予算案】

○国立高度専門医療研究センターにおける治験・臨床研究体制の整備等(再掲) 10億円

国際水準の質の高い治験・臨床研究が確実に実施される仕組みを構築するため、国立高度専門医療研究センターについて、治験・臨床研究体制を整備する。また、国立循環器病研究センターについて、予防・診断・治療法のモデル開発推進のための体制を整備する。

( ii )創薬支援機能の強化【新規】

59億円

アカデミア（大学、研究所等）などの優れた基礎研究の成果を確実に医薬品の実用化につなげるため、医薬基盤研究所（創薬支援戦略室）、関係府省、理化学研究所、産業技術総合研究所や大学等の創薬関係機関で構成するオールジャパンでの創薬支援ネットワークの機能強化を図る。

特に医薬基盤研究所（創薬支援戦略室）については、従来からの創薬支援ネットワーク事業に加え、優れた創薬シーズの実用化を推進するための創薬シーズ実用化支援事業を実施する。

創薬支援ネットワークの創薬関係機関は、がん、難病・希少疾病、肝炎、認知症、感染症、免疫・アレルギー疾患、生活習慣病、精神疾患、小児疾患等の重点領域において、実用化に向けた応用研究や一定の実施基準を満たした非臨床試験、国際水準の質の高い臨床研究や医師主導治験を実施することで、研究開発の加速化を図る。

#### ①がん【新規】

32億円

がんの診断・治療等、がん医療の実用化を目指し、未だ有効な治療法がない医療ニーズ（アンメット・メディカルニーズ）に応える新規薬剤開発や新たな標準治療を作るための研究を強力に推進する。

また、がんの予防と早期発見の推進のため、特定の集団や個人の発がんリスクを明らかにするための研究や、がんの予防法や新たな検診手法の実用化を目指した研究を推進する。

#### ②難病・希少疾病【新規】

11億円

難病・希少疾病の革新的診断・治療法を開発するため、創薬関連研究をはじめ、再生医療技術を用いた研究や個別化医療に関する研究を総合的・戦略的に推進する。

#### ③肝炎【新規】

2億円

治療困難な肝炎に対する医療の実用化を目指し、ウイルス性肝炎難治例や病態の進行した症例に対する新規治療薬・治療法の開発に向けた研究を推進する。

#### ④認知症・精神疾患【新規】

2億円

発症前の認知症患者に対する根本的治療薬・予防法の開発や、うつ病等その他の精神疾患患者等に関連する研究を推進するとともに、全国の認知症研究機関等のネットワーク化を推進する。

#### ⑤感染症【新規】

1億円

新興・再興感染症に対する予防・診断・治療に向けた医薬品等の開発を推進するとともに、国内の感染症対策の構築に関する研究を推進する。

さらに、世界に向けて研究成果を展開することで国際社会への貢献を図る。

#### ⑥免疫・アレルギー疾患【新規】

64百万円

免疫・アレルギー疾患について、新規治療法の確立、治療法の標準化を推進し、疾患の克服、患者 QOL の向上を実現する。

#### ⑦生活習慣病(循環器疾患・糖尿病等)【新規】

3. 1億円

多くの生活習慣病に共通して慢性炎症が関与している点に着目し、生活習慣病の合併症を予防するための研究を推進するとともに、臨床情報の集積を図ることによ

り革新的治療薬の開発や治験を推進し、国内外の循環器疾患・糖尿病等の診療技術を飛躍的に向上させる。

#### ⑧小児疾患など【新規】

80百万円

幼少期に発症しうる慢性疾患についての予防・診断・治療法の開発や小児期における障害の予防、母子の健康の保持増進に資することを目的とする研究を推進する。

### (2)医療関連産業の活性化

16億円(24億円)

#### ①革新的な製品の実用化を促進するための審査・安全対策の充実・強化【一部新規】

8. 6億円(5. 4億円)

##### ア 審査基準の明確化【一部新規】

3億円(1. 3億円)

薬事戦略相談を充実するとともに、希少疾病用医薬品等の開発・審査の迅速化や高度化を図るためのデータベースを整備する。

##### イ 医療機器・再生医療等製品の特性を踏まえた制度の構築【一部新規】

1. 9億円(19百万円)

医療機器の審査の迅速化と質の向上を図るため、高度の管理を要する医療機器のうち後発医療機器等を対象として、登録認証機関を活用した認証制度の拡充を行う。

そのための環境整備として、登録認証機関による後発医療機器の審査に必要な基準を作成する。

##### ウ 安全対策の強化【一部新規】

3. 2億円(3. 8億円)

市販後安全対策の充実を図るため、大学病院等の拠点病院において、電子カルテ等の情報を薬剤疫学的手法（薬剤の使用とその効果や影響を集団単位で調査する手法）を用いて分析するためのデータベースを構築するとともに、再生医療等製品等の患者登録システムの検討を行う。

##### エ グローバル化への対応【新規】

56百万円

日本発の医療機器に関する規格等の国際標準化を推進するため、規格を審議する国際会議や関連する国際シンポジウムに積極的に参加する。

#### (参考)【平成25年度補正予算案】

##### ○医薬品等輸出入手続オンラインシステムの構築

1. 4億円

輸出入に係る事務手続きの効率化・迅速化により効率的で円滑な物流を実現するため、NACCS内に医薬品等輸出手続オンラインシステムを構築する。

※ 革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品の実用化を促進するため、市販後の品質確保や安全対策に留意しつつ、医薬品・医療機器の審査ラグ「0」の実現に

向け、審査基準の明確化などの上記各事業の実施に必要な（独）医薬品医療機器総合機構（PMDA）の体制を強化する。

②再生医療の安全性の確保等に向けた取組【新規】

1. 5億円

平成25年11月に成立した再生医療等安全性確保法に基づき、再生医療等の安全性を十分に確保しつつ実用化を促進するため、再生医療等提供計画の審査や細胞培養加工施設の調査に必要な体制等を整備する。

（参考）【平成25年度補正予算案】

○再生医療実用化研究実施拠点の整備

3. 7億円

再生医療等の実用化を促進するため、再生医療等の提供機関間の連携を図り、研究成果を集約する再生医療実用化研究実施拠点を整備する。

③新たな医薬品・医療機器の開発の促進

8. 1億円

ア 創薬支援機能の強化【新規】（再掲・46ページ参照）

6. 3億円

イ 世界に通じる国産医療機器創出のための拠点及び支援体制の整備【新規】（一部再掲・45ページ参照）

64百万円

医療機器の研究開発を行う医療機関で、医療機器を開発する企業の人材を受け入れ、市場性を見据えた製品設計の方法に関する研修等を実施することにより、開発人材の育成や国内外の医療ニーズを満たす開発を推進する。

ウ 最先端医療技術の迅速・適切な評価の推進【新規】

1. 1億円

医療保険制度において最先端の医療技術を迅速・適切に評価するための指標開発等の整備に向けた調査・研究等を行う。

④医療の国際展開等

4. 5億円（16百万円）

ア 医療の国際展開の推進【一部新規】

2. 9億円（16百万円）

各国の医療ニーズ・制度等の把握や諸外国との協議を通じて、日本発の医療機器・医薬品の輸出や人材育成、日本で承認された製品の諸外国での許認可迅速化及び諸制度の整備支援を促進する。

外国人が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、医療通訳等が配置されたモデル拠点の整備に向け、通訳育成カリキュラム作成や外国人患者向け説明資料の標準化などを図る。

イ 国際機関を通じた医療関連産業等の海外進出【新規】

1. 6億円

国際機関を通じて、開発途上国などが最低限備えるべき医療機器リストの策定等

を支援し、海外の公衆衛生の向上等の国際貢献を図るとともに、日系企業の海外進出を支援する。

(参考) 【平成 25 年度補正予算案】

○外国人患者受入れ医療環境の整備推進 53百万円

外国人が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、医療通訳等が配置されたモデル拠点の整備に向け、通訳育成カリキュラム作成や外国人患者向け説明資料の標準化などの準備を開始する。

○開発途上国向け医薬品研究開発支援事業の実施 28億円

日本の製薬産業の優れた研究開発力を活かして国際保健分野での貢献を行うとともに、日本の製薬産業の海外進出を下支えし、その成長・発展を図るため、国が資金を拠出する等により、官民協働で開発途上国向けの医薬品の研究開発支援を行う。

○アジア・アフリカ地域におけるエイズ対策による経済成長推進事業の実施 2. 4億円

アジア・アフリカ地域におけるエイズ対策の支援のため、国が資金を拠出して日本の優れた製品を供与し、同地域における日本ブランドの評価向上を図り、日本製品の製造・販売・研究開発等を促進するとともに、同地域の公衆衛生の向上等の国際貢献を行う。

(3)後発医薬品の使用促進【一部新規】(一部再掲・44ページ参照)

5. 6億円(5. 3億円)

患者や医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、品質・安定供給の確保、情報提供の充実や普及啓発等による環境整備に関する事業等を引き続き実施する。

また、平成 25 年 4 月に策定した「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」のモニタリングを実施し、その結果に基づき専門家による検討会を開催して、後発医薬品の使用促進のために追加的に必要となる施策の検討を行う。

さらに、啓発資材の作成等、後発医薬品の推進の意義や品質についての効果的な情報提供を行う。

## 5 安心で質の高い介護サービスの確保

2兆7, 100億円(2兆5, 742億円)

(1)介護保険制度による介護サービスの確保(一部社会保障の充実)【一部新規】

2兆6, 899億円(2兆5, 540億円)

①介護保険制度による介護サービスの確保

地域包括ケアシステムの実現に向け、介護を必要とする高齢者の増加に伴い、在

宅サービス、施設サービス等の増加に必要な経費を確保する。

**②「介護」に係る消費税率引上げに伴うコスト増への対応 170億円**

消費税率引上げに伴う介護事業者等のコスト増への対応として、消費税増収分の財源を活用し、必要な介護報酬上の手当を行う（介護報酬改定率 + 0.63%）。

**③生活支援サービスの基盤整備（社会保障の充実） 5億円**

生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援サービスコーディネーター」を新たに配置することとし、平成26年度から地域支援事業として実施する（平成26年度は、1,580保険者のうち1/5程度の市町村の実施を想定）。

**(2)認知症を有する人の暮らしを守るために施策の推進（一部社会保障の充実）**

**【一部新規】 32億円（32億円）**

今後、高齢者の増加に伴い認知症の人は更に増加することが見込まれていることから、「認知症施策推進5か年計画（平成25年度～29年度）」の着実な実施を図り、全国の自治体で、認知症の人とその家族が安心して暮らしていくける支援体制を計画的に整備するため、次の取組を推進する。

**①認知症に係る地域支援事業の充実（社会保障の充実） 17億円（16億円）**

以下の事業について、平成26年度から介護保険制度の地域支援事業に位置づけて安定的な財源を確保し、新規事業の創設と実施か所数の大幅増を図る（事業費ベースで16億円から42億円へ大幅増）。

**ア 認知症初期集中支援チームの設置**

保健師、介護福祉士等の専門家からなる「認知症初期集中支援チーム」が、認知症の人やその家族に対して、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを実施する（新規100か所）。

**イ 認知症地域支援推進員の配置**

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」を地域包括支援センター等に配置する（275か所→470か所）。

**ウ 認知症ケア向上推進事業の実施**

認知症ケアの向上を図るため、一般病院・介護保険施設などの認知症対応力の向上、認知症ケアに携わる多職種の協働研修、認知症高齢者グループホームなどで

の在宅生活継続支援のための相談・支援を行うとともに、家族教室や認知症カフェ等による認知症の人とその家族への支援等の取組等を推進する（225 か所→470 か所）。

**(2)認知症施策の総合的な取組 15億円(16億円)**

**ア 認知症疾患医療センター等の整備の促進**

認知症の人とその家族に対する早期診断や早期対応を行うため、認知症の専門医療機関である認知症疾患医療センター等の整備の促進を図る（175 か所→300 か所）。

**イ 市民後見人の養成とその活動への支援の推進**

市民後見人の養成やその活動支援等、地域での市民後見の取組を推進する。

**ウ その他の支援の実施**

若年性認知症施策や医療従事者向けの研修等を実施する。

**(3)地域での介護基盤の整備 34億円(51億円)**

地域包括ケアシステムの実現に向け、高齢者が住み慣れた地域での在宅生活を継続することができるよう、都市型軽費老人ホーム等の整備に必要な経費について財政支援を行うとともに、定期巡回・随時対応サービス、複合型サービス事業所等を開設する際の経費について財政支援を行う。

〔参考〕

「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」及び「介護職員処遇改善等臨時特例基金」の延長について

小規模特別養護老人ホーム等の地域密着型の介護基盤整備等を支援する「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」及び介護基盤整備を着実に進めるため、施設開設の費用等を助成する「介護職員処遇改善等臨時特例基金」について、平成 26 年度まで実施期限を延長する。

〔参考〕【平成 25 年度補正予算案】

**○地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備の推進 292億円**

小規模特別養護老人ホーム等の地域密着型の介護基盤整備を着実に進める。また、介護基盤整備を着実に進めるため、施設開設のための費用を助成するとともに、定期巡回・随時対応サービスの円滑な実施に要する費用に対して補助を行う。

**○介護施設等のスプリンクラー整備支援 60億円**

介護施設等の防火対策を推進するため、スプリンクラーの設置等に要する費用に対して補助を行う。

○(独)福祉医療機構への政府出資(社会福祉施設・医療施設の防災対策の低利融資)(再掲)

4.6億円

社会福祉施設や医療施設の耐震化やスプリンクラーの設置等を推進するため、(独)福祉医療機構が低金利かつ長期の貸付を行うことにより設置者の自己負担を軽減できるよう、政府出資により同機構の財務基盤を強化する。

(4)介護・医療関連情報の「見える化」の推進【新規】

4億円

地域包括ケアシステムの構築に向けて、全国・都道府県・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、取組等を市町村等が客観的かつ容易に把握できるよう、介護・医療関連情報の共有(「見える化」)のためのシステム構築等を推進する。

(5)低所得の高齢者等の住まい・生活支援の推進【新規】

1.2億円

自立した生活を送ることが困難な低所得の高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、社会福祉法人等が実施する、家賃の低い空家等を活用した住まい確保の支援や、見守り・日常的な生活相談等の取組等について支援を行う。

(6)訪問看護の供給体制の拡充【新規】

52百万円

在宅療養を望む要支援・要介護者に対する訪問看護サービスの安定的かつ効率的な供給体制を拡充するために、都道府県が、地域の実情を踏まえた訪問看護サービスの確保のための施策を策定し、その内容を介護保険事業支援計画に掲載するとともに、訪問看護師の定着支援や訪問看護ステーションの規模拡大に向けた初期支援等を実施する費用に対して補助を行う。

(7)高齢者リハビリテーションの機能強化【新規】

47百万円

急性期・回復期から生活期リハビリテーションへの円滑な移行と、リハビリテーションの理念を踏まえた「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかける観点から、二次医療圏単位の医療介護連携と、体操などを行う住民運営の通いの場を充実させるような地域づくりを推進するために、一部の都道府県及び市町村に対して実践を通じて技術的支援を行う。

(8)生涯現役社会の実現に向けた環境整備

31億円(32億円)

生涯現役社会を実現し、企業退職高齢者などが地域社会の中で役割を持って生活できるよう、一定の収入を得ながら自らの生きがいや健康づくりにも繋がり、介護予防や生活支援のモデルとなる有償ボランティア活動などの立ち上げや、老人クラブ活動への支援等を行う。

**(9) 福祉用具・介護ロボットの実用化の支援 83百万円(83百万円)**

福祉用具や介護ロボットの実用化を支援するため、介護現場における機器の有効性の評価手法の確立、介護現場と開発現場のマッチング支援によるモニター調査の円滑な実施等を推進する。

**(10) 福祉用具の安全な利用・導入の推進【一部新規】 35百万円(41百万円)**

福祉用具の安全な利用・導入を推進するために、製品に起因しない事故について、事故事例の収集分析を行い、安全な利用手法を提供する。

**(11) 介護保険制度改正に伴うシステム改修 40億円(33百万円)**

平成27年度介護保険制度改正に伴い、介護給付審査支払事務を引き続き円滑に行えるよう、保険者等のシステムのプログラム修正を実施する。

**(参考) 【平成25年度補正予算案】**

**○介護保険の審査支払システムの改修等 18億円**

介護保険制度の安定的な運用を確保するため、介護給付審査支払システム等の緊急改修を行う。

**(12) 適切な介護サービス提供に向けた取組の支援 73億円(86億円)**

介護支援専門員の資質向上を図るため、体系的な研修事業を行い、必要な知識・技術の習得を図る。また、介護サービス情報公表制度の着実な実施を図るため、都道府県が行う調査・公表事務や実施体制整備等の取組を支援する。

さらに、地域包括ケアシステムの実現に向け、医療、介護等の多職種が協働し、高齢者の在宅生活を支援しながら、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく「地域ケア会議」の普及・定着を促進する。